

## 第6期指定法人指定要領

### 第1 趣旨

本要領は、北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例（平成21年北海道条例第50号。以下「条例」という。）第31条第1項並びに同条例施行規則（平成22年北海道規則第15号。以下「規則」という。）第4条に規定する指定法人の指定に関し、必要な事項を定めるものである。

### 第2 指定数

1 法人とする。

### 第3 指定期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### 第4 指定手続

#### 1 公募等

- (1) 指定法人の指定に当たっては、公募によるものとし、指定法人候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の審査を経て、候補者として適当な法人を選定するものとする。
- (2) 指定法人の候補者として選定された法人は、条例及び規則の規定による指定の申請を行うものとする。

#### 《条例第3条第1項》

知事は、第3項に規定する障がい者の就労を支援する施策を推進する業務を実施させるため、道内の法人（非営利の法人に限る。）であって、次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により指定することができる。

#### 《規則第4条第1項及び第2項》

条例第31条第1項の規定による指定法人の指定の申請は、別記第1号様式の指定申請書を知事に提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款若しくは寄付行為及び登記事項証明書又はこれに準ずるもの
- (2) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録またはこれに準ずるもの。（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
- (3) 役員の名及び履歴を記載した書類
- (4) 業務の実施の方法に関する計画を記載した書類
- (5) 申請者が次項各号の規定に該当しないことを説明した書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

#### 2 提案書類の提出

指定を受けようとする法人は、次に掲げる書類を添えて公募期間内に提案書を知事に提出するものとする。

- (1) 提案書（別記様式1）
- (2) 業務計画書（別記様式2）
- (3) 収支計画書（別記様式3）
- (4) 定款若しくは寄付行為及び法人の登記事項証明書又はこれに準ずるもの
- (5) 代表者の身分証明書及び住民票の写し
- (6) 役員名簿（役職、氏名、現住所、生年月日、履歴を記載した書類）
- (7) 法人の印鑑証明

- (8) 誓約書（別記様式4）
- (9) 提案書提出の日の属する事業年度の直前の事業年度の事業報告書及び貸借対照表、財産目録またはこれに準ずるもの。（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）
- (10) 道税に未納がないことの証明書
- (11) 健康保険・厚生年金保険・雇用保険・労働者災害保険の加入状況が確認できる書面の写し（標準月額決定通知書、被保険者資格取得確認通知書など）
- (12) その他参考となる書類

## 第5 応募資格等（形式的要件）審査

### 1 応募資格

道内の非営利の法人であること。

### 2 欠格事項

次に掲げる欠格事項（規則第4条第3項第2号に定めるものをいう。）に該当するものは、失格とする。

なお、確認基準日は、公募期間終了後、選定委員会において、応募資格等審査を行う日とする。

#### 《規則第4条第3項第2号》

次の各号のいずれかに該当する法人は、指定法人の指定を受けることができない。

#### (2) 役員のうち次のいずれかに該当する者のある法人

ア 未成年者、成年被後見人又は被保佐人

イ 破産者で復権を得ないもの

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

### 3 負担金限度額

提案書に添付する収支計画書において、次のとおり記載されている場合は失格とする。

(1) 道からの負担金収入を計上していない場合。

(2) 道からの令和5年度負担金額を超えて収入を見込んでいる場合。

参考：【令和3年度負担金額 9,209,000円】

【令和4年度負担金額 9,205,000円】

【令和5年度負担金額 9,193,000円】

## 第6 選定基準及び審査項目

### 1 選定基準

最適な候補者の選定は、次に掲げる選定基準（条例第31条第1項に定めるものをいう。）に基づき、総合的な審査を実施して決定する。

#### 《条例第31条第1項》

知事は、第3項に規定する障がい者の就労を支援する施策を推進する業務を実施させるため、道内の法人（非営利の法人に限る。）であって、次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により指定することができる。

(1) 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、その計画を確実に遂行するに足りる知識及び能力並びに経理的基礎を有すると認められること。

(2) 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、障がい者の就労の支援を推進するに資すると認められること。

## 2 審査項目

選定基準ごとに定める具体的な審査の項目（以下「審査項目」という。）は、必須項目審査（第7の2）及び加点項目審査（第7の3）のとおりとする。

## 第7 審査及び選定の方法

### 1 応募資格等審査

別表1の応募資格等審査項目に掲げる要件を満たしているかどうかについて、障がい者保健福祉課において審査を行い、応募資格要件に一つでも満たしていないときは、失格とし、その結果を選定委員会に報告する。

### 2 必須項目審査

選定委員会は、前項の要件に適合する提案者を対象として、提案書類の内容が、選定基準の適合状況を審査するのに必要かつ十分な記載があること及び選定基準に適合しているか否かについて、別表2に示す必須項目ごとに審査し、一つでも満たしていない項目があるときは、選定対象外とする。

### 3 加点項目審査

選定委員会は、2の必須項目審査の結果、選定対象とされた提案者を対象として、提案書類に記載された内容について、別表3に示す方法に従って審査し、得点化する。

### 4 プレゼンテーション

選定委員会においては、必須項目審査及び加点項目審査を行うにあたり、提案者を対象として、プレゼンテーションを実施する。

### 5 候補者の選定

- (1) 加点項目審査の結果に基づき、提案者の順位付けを行い、得点が最も高い提案者を、最適な候補者として決定する。
- (2) 知事は、選定委員会の報告を踏まえて、最適な候補者を選定する。

## 第8 指定申請

- 1 指定法人の候補者として選定された法人は、規則の定めるところにより指定申請書を知事に提出するものとする。
- 2 指定法人の指定をしたときは、その結果について通知するとともに、審査の経過及び選定の結果とともに公表するものとする。